

## 第 2 2 期 第 1 9 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年2月20日（月）午後2時00分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 地下1階「サファイア」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	東 信 行
	竹ヶ原 公	
	欠席委員	黒 滝 洋 子
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	水産普及課長	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案)について（諮問）

議案第3号：西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

議案第4号：西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

議案第5号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

## 6 議事の経過

### 会 長

ただ今から、第22期第19回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、公聴会に続き御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 会 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしの声がございますので、今回の議事録署名人として、竹ヶ原委員と東委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

次に、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から、議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料1の1ページ目をおめくりください。

いつものように、漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

まず最初、2ページ目の一番最初がひらめ固定式刺し網漁業です。

2ページ、3段に分かれておりまして、一番上が、車力漁協1隻となっております。中段が、鯨ヶ沢町漁協10隻、下段から3ページにかけてが、新深浦町漁協大戸瀬支所で14隻、3ページ目の一番下段が、新深浦町漁協船作岩崎支所で2隻となっております。

4ページ目に参ります。

小型いか釣り漁業、自家用釣餌用でございます。

4ページの上段が、鯨ヶ沢町漁協で1隻、中段が、新深浦町漁協で1隻、それから、下段が、鯨ヶ沢町漁協3隻、新深浦町漁協1隻の計4隻となっております。

5ページ目に参ります。

上段が、新深浦町漁協6隻と風合瀬漁協3隻の9隻となっております。中段は、鯨ヶ沢町漁協、新深浦町漁協、小泊漁協で、鯨ヶ沢町漁協が2隻、新深浦町漁協が2隻、小泊漁協が1隻の計5隻でございます。5ページの下は、大間漁協で5隻となっております。

6ページ目に参ります。

ひらめ底建網漁業でございます。

むつ市脇野沢に住所を有する者で20人ということになっております。

7ページに参ります。

さざえ・あわび潜水器漁業でございます。

久共第1・第2号の共同漁業権ということで、深浦漁協と新深浦町漁協1名ずつの2名ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

## 会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定することといたしますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）」について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、令和4年10月5日付けの協議依頼により、11月18日、当委員会協議会で御審議いただいておりますが、今回、改めて委員会に意見を伺っているものです。

議案第2号の資料1を御覧ください。県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案)について。

このことについて、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規程に基づき諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

きます。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

今回、第8次となる県栽培漁業基本計画につきましては、昨年11月に貴委員会に事前協議させていただいたものですが、本日は、最終案についての諮問となります。

最終案につきましては、まず、資料の一番最後のページに種苗放流目標の一覧表を付けておりますが、こちらについては、事前協議の段階と変更はございません。

主な修正点といたしましては、計画の2ページ目を御覧ください。

6番目に、生物多様性の保全への配慮とありますが、これが事前協議後に追加した項目となります。こちらについては、国の第8次基本方針にも記載がある項目ですが、通常、天然海域では沢山の親が沢山の子を産むわけで、栽培漁業では特定の親から沢山の子どもを作って放流するため、遺伝的な多様性が乏しくなり、環境変化への適応力が低下するといったリスクや、他海域から導入した種苗については、放流海域の環境に適応できないリスクなどが指摘されています。

これについて、国や国の研究機関では、種苗生産にあたっては、なるべく沢山の親を使うことや、親を定期的に入れ替えること、遺伝的なかく乱が起きないように、なるべく地元の親を使うことなどを指針として定めており、県計画においても、これらの指針を種苗生産の現場へ普及していくことを定めたものです。

なお、計画の最終案につきましては、海上保安部や港湾管理者等に協議し、異議ないとの回答を得ているほか、パブリックコメントを実施したところ、意見の提出もなかったものです。

補足説明は以上になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

## 委員

(「なし」の声あり。)

## 会長

特に御質問、御意見もないようですので、議案第2号「青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案)について(諮問)」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたしますけれども、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 会長

ありがとうございます。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第3号「西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について(依頼)。

県では、サクラマス資源増大のため、昭和61年度から深浦町追良瀬川において、サクラマス降海型幼魚(スモルト)の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには追良瀬川河口周辺海域での操業制限によってそ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

また、以降、2から3ページの内容は、昨年度と同様であり、4ページ目以降に追良瀬川内水面漁業協同組合の県への要請文、深浦漁協の同意書が添付されております。

次に資料2を御覧ください。

追良瀬内水面漁業協同組合長から西部海区会長あての要請文です。これも増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため、河口域での漁業及び遊漁の制限が必要である旨の依頼内容となっております。

次に資料3を御覧ください。

委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第4号、漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年3月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の内容は、昨年と同じ内容となっております。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

県から補足説明をさせていただきます。

この指示の要望については、サクラマスの増殖河川である追良瀬川のそ上、サクラマスそ上を助けるという意味で諮問させていただいております。

また、本件につきましては、2月14日に開催された青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者の委員の方々にも審議いただき、その内容について了解を得ているものです。

内容につきましては、局長から説明がありましたとおり、指示の有効期限が変わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。



## 委員

（「ありません」の声あり。）

## 会長

異議なしの声もあり、御質問、御意見等もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

## 委員

（「異議なし」の声あり。）

## 会長

では、議案第3号「西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、公示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第4号「西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）。

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行ってきたところです。

令和5年度におきましても、貴海区管内4漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目は、令和4年度と令和5年度の委員会指示内容の新旧対照表で、3ページは、個別具体的な指示内容です。今回も漁協の確認を得た上で、昨年同様の禁止区域とすることとしています。

4ページ目は、委員会指示要望区域の全県の位置図です。

5ページ目以降は、個別の制限区域の位置図となります。

次に資料2を御覧願います。

委員会指示案となっております。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第5号、青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年3月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

内容は、県から依頼のあった内容を指示案としたもので、禁止区域については、昨年度と同じ内容になります。

2ページ目は、年次を1年更新した以外は、昨年と同様となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

この件につきまして、補足説明させていただきます。

この件につきましても、2月14日に開催された、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者の委員の方々にも御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

補足説明については以上です。

会 長

地先の委員は、何か御質問、御意見等ございませんか。

野土委員、ございませんか。

野土委員

ありません。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりまして、委員からも御質問、御意見がないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

## 委員

(「なし」の声あり。)

## 会長

それでは、議案第4号「西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第5号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

本委員会指示は、昭和60年から発動されているものであり、平成29年からは、漁業調整上、特段支障がないことを理由に委員会指示の有効期間を3年間として運用してきたものです。

資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。件名及び本文を読み上げます。

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業禁止について（依頼）。

このことについて、本県西部海区における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づき委員会指示の発動をしてくださるようお願いいたします。

次に資料の2を御覧ください。

委員会指示案となっております。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第6号、西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年3月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

内容につきましては、前回同様、禁止期間を3か年として、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

内容は、県から依頼のあった内容を指示案としたもので、禁止区域については、前回と同じ内容となります。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から補足説明等があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第5号につきましては、県の方からは補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第5号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

これで議案を全て終了し、これをもちまして、第22期第19回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後2時22分